

### 後期高齢者 (長寿)医療制度

被用者保険の被扶養となつていた方へ保険料の通知書を送る後期高齢者医療に加入するまで被用者保険(健保組合、政管健保や共済組合)の被扶養者でいた方は、4～9月は保険料が無料でしたが、10月から保険料の支払いが始まります。対象の方へ保険料の通知書を郵送します。通知書に納付書が同封されている場合は、納付書で保険料を支払ってください。納付書が同封されていない場合は、年金引き、または口座振替払いとなります。

次のいずれかに該当する場合は、保険料の支払いを口座振替に変更出来ます。

- ① 国民健康保険の保険料(を確実に納付していた方本人)が口座振替により納付する場合
  - ② 被保険者の年金収入が180万円未満で、世帯主または配偶者の口座から振替払いをする場合。
- 金融機関の届出印・預貯金通帳、保険証を持参し、市役所2階保険年金課へ、手続きには3カ月程かかります。詳細は問い合わせを。

#### 後期高齢者医療制度のお知らせ

医療機関等を受診する際には保険証を提示してください。  
対象となる方：①75歳以上の方②65歳以上で身体障害者手帳1～3級及び4級の一部、精神

### 市立病院診療室 から実況中継



整形外科部長 依光悦朗

私が当科部長として赴任して4年が経過しました。私の専門は脊椎脊髄で、脊椎の患者さんは増加しており、年間130～150件の脊椎手術を行っています。他に4人の常勤医師があり、膝・肩関節の関節鏡手術、股・足関節疾患や上下肢の外傷に対する手術はわれわれの得意とする分野です。手術には固定器具や人工関節を使用しますが、これらは材質・形状が進

化し、より安全に行うことが出来ます。輸血が必要な手術にはウイルス感染を防ぐため自己血をプールして行い、糖尿病などの持病がある方には関連各科と相談し安全に治療を進めてまいります。さらに医療パスの導入やリハビリ施設との連携により早期の社会復帰が可能になっています。整形外科の救急診療には可能な限り対処してまいります。現状では24時間常に対応するのは難しく、その場合には他の病院にて初期治療をして頂き、後日紹介受診をお願いしたいと思っております。

現在近隣病院や開業の先生と定期的に勉強会を開いており、今後もより充実した質の高い地域医療を提供出来るよう、心血を注いでいきたいと思っております。

表1 一部負担金の割合判定基準(平成20年8月1日より)

平成20年度 住民税課税標準額	所得区分	自己負担割合
145万円未満の後期高齢者医療被保険者	一般	1割
145万円以上の後期高齢者医療被保険者 また同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	一定以上所得者	3割

表2 収入額による一部負担金の割合判定基準(平成20年8月1日より)

世帯区分	平成19年中の 収入額の合計	申請した場合の 一部負担金の割合等
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人のみ	383万円未満	1割
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が2人以上	合算して520万円未満	1割
同一世帯に後期高齢者医療被保険者の方が1人の場合 で70歳以上の方がいる場合※	合算して520万円未満	3割 (自己負担限度額は「一般」適用)

※平成20年8月から平成22年7月までの経過措置(後期高齢者医療被保険者だけの場合は適用されません)※収入額とは必要経費等を差し引く前の金額で所得額とは異なります。

表3 1カ月の医療費の自己負担限度額

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代 (1食あたり)
		外来 (個人単位)	入院+外来 (世帯単位)	
3割 ※注1	一定以上所得者 ※注2	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算)※注3	260円
	一般	12,000円	44,400円	
1割	住民税非課税世帯等	8,000円	24,600円	過去1年の入院期間が90日以下 210円
			15,000円	過去1年の入院期間が90日超(確認書類が必要) 160円
				100円

※注1 後期高齢者医療被保険者証の負担割合に「自己負担限度額「一般」適用」の記載がある方は、所得区分「一般」の限度額が適用されます。  
 ※注2 一定以上所得者とは、住民税課税標準額145万円以上の後期高齢者医療被保険者または同じ世帯の後期高齢者医療被保険者  
 ※注3 過去12カ月以内に4回以上後期高齢者医療で高額療養費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額は44,400円になります。  
 ※注4 低所得Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の方  
 ※注5 低所得Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税で、さらに世帯全員の所得が0円(年金収入の場合には80万円以下)の方

療養被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税/①保険証②印鑑③平成20年度住民税非課税証明書(平成20年1月1日現在市内在住で税の申告をされた方は不要)④過去1年間に91日以上入院がある場合は確認出来る書類を持参  
葬祭費助成制度：後期高齢者医療の日野市での対象の方が亡くなった場合、葬祭費用の助成として6万円を支給します。

### 保健・医療

いづれも、申込み・問合せは健康課(☎581・4111)へ  
高齢者インフルエンザ予防接種は八王子市・多摩市でも接種出来ます  
10月14日(火)～12月26日(金)の日野市、八王子市、多摩市の協力医療機関/60歳以上接種当日の市民対象/2千200円 当日医療機関で支払い。生活保護受給者は無料。支援給付証明書を医療機関に提出/接種回数：1回のみ/注意：①保険証持参②医療機関にある「インフルエンザ予防接種」をお読みになり、予防接種や副反応についてご理解を③検温は接種医療機関で④本人の意思が確認出来ない場合は、原則として接種不可

障害者保健福祉手帳1・2級等に該当する方で、後期高齢者医療の障害認定を受けた方②の障害認定を受けるには申請が必要です。すでに後期高齢者医療被保険者証取得者は不要

対象とならない方：①生活保護を受給②日本国籍が無く、在留資格がない方または在留期間が1年未満の方③外国人登録を受けていない方など

75歳になる方：誕生日から後期高齢者医療に加入することになります。加入の届け出は不要です。保険証は誕生日前日まで送付します。社会保険等に加入している方は、喪失の届け出が必要になります。加入先にお問い合わせください。

高額療養費：同じ診療月内に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。対象の方には診療月の約3カ月後に申請書を送付します(申請は一度で可)。自己負担限度額は負担割合、所得等によって異なります(表3参照)。差額はベッド料など保険診療以外の費用は高額療養費の支給対象になりません。また、入院したときの医療費(一部負担金)は月ごとに自己負担限度額までの支払いとなります。ただし、低所得Ⅱ・Ⅰに該当する方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要

住民税非課税世帯の方：「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示すると、入院時の食事代(療養病室も含む)が減額され、窓口で支払う医療費の自己負担限度額も減額されます。認定証の交付を受けるには、申請が必要です。

高額の療養費：同じ診療月内に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。対象の方には診療月の約3カ月後に申請書を送付します(申請は一度で可)。自己負担限度額は負担割合、所得等によって異なります(表3参照)。差額はベッド料など保険診療以外の費用は高額療養費の支給対象になりません。また、入院したときの医療費(一部負担金)は月ごとに自己負担限度額までの支払いとなります。ただし、低所得Ⅱ・Ⅰに該当する方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要

高額の療養費：同じ診療月内に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。対象の方には診療月の約3カ月後に申請書を送付します(申請は一度で可)。自己負担限度額は負担割合、所得等によって異なります(表3参照)。差額はベッド料など保険診療以外の費用は高額療養費の支給対象になりません。また、入院したときの医療費(一部負担金)は月ごとに自己負担限度額までの支払いとなります。ただし、低所得Ⅱ・Ⅰに該当する方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要

高額の療養費：同じ診療月内に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。対象の方には診療月の約3カ月後に申請書を送付します(申請は一度で可)。自己負担限度額は負担割合、所得等によって異なります(表3参照)。差額はベッド料など保険診療以外の費用は高額療養費の支給対象になりません。また、入院したときの医療費(一部負担金)は月ごとに自己負担限度額までの支払いとなります。ただし、低所得Ⅱ・Ⅰに該当する方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要

高額の療養費：同じ診療月内に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。対象の方には診療月の約3カ月後に申請書を送付します(申請は一度で可)。自己負担限度額は負担割合、所得等によって異なります(表3参照)。差額はベッド料など保険診療以外の費用は高額療養費の支給対象になりません。また、入院したときの医療費(一部負担金)は月ごとに自己負担限度額までの支払いとなります。ただし、低所得Ⅱ・Ⅰに該当する方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要

高額の療養費：同じ診療月内に支払った一部負担金の合計が自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。対象の方には診療月の約3カ月後に申請書を送付します(申請は一度で可)。自己負担限度額は負担割合、所得等によって異なります(表3参照)。差額はベッド料など保険診療以外の費用は高額療養費の支給対象になりません。また、入院したときの医療費(一部負担金)は月ごとに自己負担限度額までの支払いとなります。ただし、低所得Ⅱ・Ⅰに該当する方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要

#### ●高齢者インフルエンザ予防接種実施協力医療機関

地域	医療機関名	電話	地域	医療機関名	電話
旭が丘	内田外科皮膚科	584-1313	東豊田	豊田整形外科	589-1023
	伏木医院	584-2877		橋本クリニック	586-7725
石田	にしくぼクリニック	589-3532	東平山	佐々木クリニック豊田	585-8063
	大坂上	渋井耳鼻咽喉科		582-3103	康明会ホームケアクリニック
落川	松浦医院	581-0463	日野	塩谷医院	581-0158
	寺田医院	591-2852		真貝小児科医院	585-1731
栄町	あきのこどもクリニック	581-2525	日野台	日野台診療所	581-6175
	こばやし皮膚科	582-6070		くちら整形外科	583-6515
新町	よこやま耳鼻咽喉科	589-3663	日野町	アカシアクリニック	587-8616
	高瀬内科クリニック	582-7228		高品クリニック	583-7822
高幡	高梨内科泌尿器科クリニック	585-2347	日野本町	花輪病院	582-0061
	おやまクリニック	592-4976		横溝医院	581-1825
高幡	高幡駅前川崎クリニック	599-0036	神明	日野医院	581-0309
	高幡内科	591-2848		おおしろクリニック	589-6780
高幡	井上クリニック	593-8988	平山	山本クリニック	584-5633
	森久保クリニック	594-6778		京王平山クリニック	592-5111
高幡	石川クリニック	593-8113	牛尾	牛尾医院	591-2001
	鈴木内科クリニック	599-7021		原クリニック	591-6613
高幡	渡辺整形外科	581-7111	高幡診療所	高幡診療所	591-3371
	長谷クリニック	584-6116		土方クリニック	587-7171
高幡	佐々木クリニック	585-2591	ニシムラ整形外科	ニシムラ整形外科	587-2220
	石塚医院	584-4111		回心堂第二病院	584-0099
高幡	堀井内科クリニック	589-0730	中井内科クリニック	中井内科クリニック	583-7675
	渡辺医院	581-1324		もくさ園三沢台診療所	592-0466
高幡	八木医院	585-0371	田中内科クリニック	田中内科クリニック	593-7576
	日野市立病院	581-2677		福本小児科	593-1661
高幡	小松医院	581-0474	柴山内科医院	柴山内科医院	594-3688
	多摩平整形外科麻酔科	584-6806		南平眼科内科	591-6936
高幡	望月医院	581-0504	中川クリニック	中川クリニック	594-0313
	多摩平小児科	584-6002		福岡医院	591-3600
高幡	虚白堂医院	589-1777	南平山の上クリニック	南平山の上クリニック	599-7877
	日野田中病院	584-5251		グレイス病院	584-5119
高幡	野田医院	581-0435	加藤医院	加藤医院	591-7578
	豊田駅前クリニック	584-5250		是永内科医院	593-6757
高幡	小林医院	581-0433	松田整形外科医院	松田整形外科医院	593-8175
				百草の森ふれあいクリニック	599-7068